

第2回奈良県・市町村長サミット

平成23年7月8日

【司会】 それでは、ただいまより平成23年度第2回奈良県・市町村長サミットを始めさせていただきます。

本日は、ご多忙の中、またお暑い中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

報道機関の皆様をお願い申し上げます。取材につきましては、開会あいさつの後は、自席にてお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、奈良県知事荒井正吾よりごあいさつを申し上げます。

【荒井知事】 開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

地域、市町村と県の会合を、根気よく続けさせていただいておりますが、お忙しいところ、市町村長様はじめ、多数の方にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、地域主権戦略大綱の関係のお話を、甲南大学前田先生と、地域主権戦略室のご担当の方にしていただくことになっております。地域主権というちょっとわかりにくい言葉だと思いますが、どのように日本の行政の役割分担をしていけばいいのかということが基本的な課題になっており、奈良では、合併が進まなかったことを反映して、県と市町村が協力関係を築いて、水平の連携と、県が入った垂直の連携を組み合わせたパターンを追求しているところでございます。これも1つの地域の役割分担のあり方かと思いますが、その中での国の動きについて、ご紹介をいただくことになろうかと思っております。日ごろのご精励、ご参加に感謝を申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございました。

今回も、各テーブルには、県の職員が同席させていただいております。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

本年度第2回目となります本日のサミットは、地域主権戦略大綱対応の市町村長会議として開催させていただきます。次第にもございますとおりお2人の講師の方をお招きしての講演会と、その講演内容を受けまして、知事を交え、市町村長様が意見交換する場とさせていただきますと考えておりまして、グループ内での意見交換後には、グループ代表の市町村長様からご意見等を発表していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

申し上げます。

なお、本日、ご案内では、甲南大学マネジメント創造学部前田正子教授、内閣府地域主権戦略室の望月達史次長にご講演をお願いしておりましたが、あいにく望月次長が国会での法案審議の本格化によりまして、急遽ご来県いただくことがかなわなくなりましたために、同じく戦略室の上坊参事官補佐をお願いいたしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、講演に移らせていただきたいと思います。

まず、甲南大学マネジメント創造学部教授、前田正子様よりご講演をお願いしたいと思います。

前田教授は、昭和57年に早稲田大学教育学部をご卒業後、松下政経塾に第3期生として入塾されまして、昭和62年の卒塾とともに、松下政経塾に入職されました。その後、米国ノースウェスタン大学ケロッグ経営大学院への留学等を経まして、平成15年から平成19年の間、横浜市副市長を務められました。現在は、国の地域主権戦略会議の構成員、あるいは社会保障改革に関する集中検討会議の委員として、国の政策形成に深くかかわっておられます。

本日は、「住民中心の行政への転換、地域主権改革の目指すもの」と題してご講演をいただきます。

前田教授、よろしくお願い申し上げます。

【前田教授】 皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました前田でございます。

今日奈良に来て思い出したのですが、ご紹介していただきましたけれども、私は、政経塾3期生ということで、実はこちらで、奈良県選出の国会議員でおられます高市早苗さんが5期生でおられますので、実は1年間寮で一緒に暮らしておりました。高市早苗さん、今もおきれいですけれども、その当時は20代でございましたから、大変肌もつやつやできれいですね。女の私も、毎日、今日もきれいだなと見とれるぐらいの、肌が白くてきれいな女性でございます。今ちょっと私と同じで、2人とも50代に近づいておりますので、ちょっと迫力が出ておりますけれども、今日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から、今日は30分ほどお時間をいただきまして、地域主権改革についてお話しさせていただきたいと思っております。民主党政権、地方分権というのは、もう随分昔から地方分権は必要だということ言われてきたわけですがけれども、押す波、引く波、いろいろありまして、一歩ずつ進んできたわけですから、鳩山政権になりましてから、地域主権改

革というのを民主党がマニフェストに掲げまして、少し前進することになったわけでございます。今、少しお時間いただきまして説明させていただきたいと思っております。

地域主権改革とは、ここに書かせていただきましたけども、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」ということになっております。

実は私は、2003年から2007年まで4年間1期、横浜市の副市長を務めさせていただきました。ご存じのとおり、政令都市は、県が持つておられます権限をかなり有しておりまして、現地、現場で判断することができるわけですが、それでも、やはりなかなかこま切れの補助金とか国の事細かな規制があります。国といたしましては、ナショナルミニマムを定めるということで、国民の安心感を保障しようと、それは定められているわけです。しかし、地域のあり方はさまざま、住民の方のご希望もさまざまですので、なかなか一律の基準でやりにくいということを私も実感してきたわけでございます。

特に、私は横浜市の副市長時代は、医療、福祉、教育を担当しておりまして、子供関係の施策を一本化しようということで、子供青少年局をつくりました。保健所の現場とか、本当にお母さんたちや子供たちに寄り添った子供たちへの問題に対応できるようにと局をつくり上げたわけです。実際に、親子や子供を受け入れる場合は、現場で職員が戸惑うことなく、自分たちの判断でどのようなサービスが必要かということを組み立てられるように局はつくったつもりです。しかし、皆さんおわかりのとおり、母子保健関係は、厚生労働省の医療系から、保育関係は福祉系から、DV問題はまた別のところからということで、例えばご主人のDVを受けて逃げてきた親子の方の保護をしているんな施策で対応する。現場ではその人1人を支えるためにさまざまな施策を組み合わせるという判断ができて、それを一々またこま切れの書類に上げて、いろんな書類をつくっていかなきゃいけないということになります。私は、今、行政改革が進んで職員が少なくなっている中で、より一層職員が自分たちの力を現地、現場、つまり対住民に対して注がなければならない時期に来ているのに、こんなに書類をつくったり、いろんなルールをあてはめたり、その事後処理ですね、時間がかかっているということは非常にもったいないと思ったわけでございます。そのためにも、一層自治体の現場に権限移譲が必要だというふうに痛感しておったわけでございます。

こんな中で今推し進められております地域主権改革は、4本の柱から成っております。

まずは、義務付け・枠付けの見直し。皆さんも、痛感なさっていると思いますが、いろんなところでありますよね。例えば、廃校になった学校とか使わなくなった病院を老人介護施設に転用しようとしても、廊下の幅が一々規制が違っているとか、保育園のこともそうですね。避難通路の確保とか、いろんなものに規制があって、今ある既存のものを有効に使おうと思っても、なかなか義務付け・枠付けがあって使いにくい。それから、基礎自治体への権限移譲で、これは、実は、私が担当したわけでございますけども、繰り返になりますけども、政令指定都市、権限がある政令指定都市でも、なかなか国の規制が足かせになって身動きできないときもある。ましてや、市町村でなかなか権限がない方々が、実際に問題を抱えた住民に対峙されたり、地方行政の現場で物事を解決したいと思われても、随分不自由な思いをなさっているんじゃないかということを考えておりましたので、私がこの自治体の権限移譲を担当させていただいております。

それから、よく話題になっております国の出先機関の原則廃止ということで、例えば、今回、冬の大雪で、島根の方の国道が、除雪が進まず大晦日から大渋滞が進んだということでございますけども、そのときも、県はいち早く、国道が、除雪が進まず渋滞しているという情報をキャッチしていました。しかし、国の出先機関の方は、職員が正月休みに入っていて対処が遅れたということで、このことなども、山陰の県の方々は、もし国道の管理が県の権限だったら、あんな大晦日の渋滞は起こらなかったということで、よく例に挙げられることでございます。

それから、補助金の一括交付金化でございます。補助金、権限移譲やいろんなものと絡みますが、先ほど申し上げましたように、1つ1つ、子供のこと、高齢者のことを見ましても、医療と福祉を一体として1人の人の生活を支えていくわけですが、補助金の出口と入口が違いますので、一々事細かな書類仕事に、いわゆるお役所仕事に、皆さん貴重な職員の時間を取られるということで、補助金なども、地域の事情に合わせて、自分たちの裁量で使える、必要なものは使う、必要でないものは使わないということが必要です。今、国の補助金をもらいますと、裏負担とかございまして、非常に使いにくい補助金などもあります。それも、自治体が自由に自分たちの責任と権限において優先順位をつけ、必要なものだけに使えるように、一括交付金化を進めるということが、この4本目の柱になっているわけでございます。というわけで、私は、次から、基礎自治体の権限移譲についてお話ししたいと思います。

これも、地域主権戦略大綱における基礎自治体の権限移譲の取り組みでございますが、

私は、権限移譲とかいいますと、何のためにやっているのかとか、特に、地域主権改革で、一般の市民の方、まだまだ認識は少のうございまして、これは、ただ自治体や県が仕事をしやすくするために、公務員の負担を減らすためだけに地域主権改革をしているんじゃないのということをよく言われます。そうではございませんと。住民に身近な市町村で、トータルなサービスを実現することが目的です。住民の人たちがよりよい暮らしを実現するための地域主権ですということを訴えるために、このような副題をつけさせていただいているわけでございます。

まずは、この権限移譲において、非常に重要でございます補完性の原理ということについてお話しさせていただきたいと思えます。これまでは、こちらのパワーポイント、左側の方になるわけですけれども、これまでは、国がすべての権限を持っていて、国が最善の決断と、国が国民のために最適なものを、最善の判断を下すという前提のもとに、それを都道府県にまず権限を分け与え、都道府県から市町村に任せてもいいんじゃないかなというものだけ分け与えるという条例、考え方だったわけです。つまり、すべての権限や判断は、国が出したものの、それを都道府県に任せていいものを分け与えて、都道府県が市町村でもできるんじゃないかというのだけを分け与えることだったわけですね。しかし、皆さんもおわかりのとおり、実際に毎日市民に対してこの人たちをどう救えばいいのか、この人たちの苦情をどう解決するかということ日々考えているのは、市町村の現場ですよ。これは、企業で考えてみるとわかりますように、本店が何もかも判断できますかね？違いますよね。企業でも、それぞれの支店、それぞれのお店に権限を与え、そこに来るお客さんに、どういう商品構成がいいか、何が求められているかということ即断、即決できるように、権限の細分化というのをどんどん企業も進めております。自治体も、まさに、現場は自治体の窓口なんですね。

皆さんおわかりのとおり、残念ながら国の政権は大変混乱しております。総理がいつまで続けるかわからないし、昨日なども経産大臣と総理がうまく打ち合わせがいていないというようなことが、国会でも露呈したわけです。私はいろんな人に申し上げているんですね。国があんなに混乱していますと。しかし、毎日、小学校は開くし、毎日、保健所は開くし、毎日、市役所の窓口や市町村の窓口は開いて、ちゃんと住民の生活は守られている。これはどうしてですか。これは、皆さん、おわかりでしょうと。自治体がしっかりしているからなんですよ。どうして国会議員の方々は、ああやって、国会を開けても何も審議しない状態でほっておったりできるんですか。国会議員の方は、皆さんご立派なお仕事

をなさっていると思いますけど、どうしてあんなことができます？ 自治体で。できないですよ。国会議員の方がおできになるのは、申しわけないですけど、現場がないからです。自治体は、1日も休むことなく開けなくちゃいけないのは、現場があり、そこに住民がいるからです。今回の震災でも、皆さん方も痛感なさっています。これは、ほんとうに多くの国民の方がおっしゃっていますけども、被災地の市町村長、知事がほんとうに立派に見えると。それは、命を張って地域の住民を守っているからです。今こそ自治体の力が再認識された時期はないと思います。

というわけで、これからは、私はここに書いてありますが、住民に身近なところ、市町村に権限を集めることが基本です。つまり、市町村こそ、この地方自治、国民や市民の生活、町民の生活を守る最前線であり、市町村にどういう権限があれば、どういう力があれば、自分たちが一番よりよい住民の生活を支えることができるかというのが先にある。しかし、市町村によっては、規模や職員の人数や、いろんな能力や専門性も不十分なところがありますので、自分たちができない部分を都道府県にお願いし、都道府県も、例えば空港の問題ですと、1つの県では難しい場合は、さらに国にもお願いするという補完性の原理ということで、まずは、基本は、市町村が第一、そして、市町村が、自分たちでできないことを補完してください。ここをお願いしますという部分を都道府県にお願いし、都道府県単位ではできないことを国にお願いするという、補完性の原理というのがこれからの中心であって、地域主権改革によって国から権限を分け与えるのではなく、まず現場が力と判断を持ち、そして、できない部分を都道府県や国にお願いするというふうに環境を逆転しようということで、補完性の原理ということを使わせていただいているわけでございます。

というわけで、これは、また私が、それでは、地域主権改革によってどういうことが起こるかということ私なりに5点ほど考えたわけでございます。これは、地域主権改革、権限移譲によって、住民中心の行政への転換がぜひとも必要、そのためにこそ権限移譲が必要だということで、この表をまとめさせていただきました。これは、繰り返しになりますけども、市町村は行政サービスの最前線です。地域の実情を一番知り、住民の要望やクレームを受けているというわけですね。私もいろいろ、医療も病院も管轄しておりましたし、医療、福祉、教育を持っていましたので気がついたことですが、国の施策は縦割りですね。つまり、施策として、法案として通すので、ある程度のターゲットを決め、こういうニーズに答えるにはこの施策というのはいいんですけども、皆さんご実感していら

っしやるとおり、人々のニーズは、国のその類型化にあてはまりません。それは、いろんなニーズの中から一番ターゲットにしやすいものを法案化して1つの補助金等に組み立てたに過ぎず、それは、現実から組み立てた1つの仮説です。しかし、人々の生活は全然違う。さっき言いましたように、DVのご主人に会えば、DVのご主人自身が失業者かもしれない、多重債務者かもしれない、いろいろ借金困難の相談もしなきゃいけないという具合に、人々の持っているニーズや、地域のありようはさまざまです。そうしますと、国の縦割りの施策だと、それは総合化できません。というわけで、繰り返しますが、皆さんやっつけていらっしやるとは思いますけど、さまざまな国の施策を組み合わせで1つの問題を解決していく。プラス、国で埋まらない部分は、皆さん、市町村の単独負担や、県の単独事業などでいろいろフォローなさっているわけだと思います。という具合に、何が起こり、何が必要かということがわかっているのは、もちろん自治体行政なわけですから。そういうことを繰り返しますと、今の行政の仕組み、国から1つのモデルケースとして類型化して、この補助金のためのサービスをしろということが、実際に住民にとって一番よい形とは何かという発想があるのかということになるわけですね。もちろん皆さん、そうではないことをご実感なさっていると思います。ですので、それを逆転しようということで、その補完性の原理というのを先ほどは言ったわけですが、それによって何が実現できるかということをごここに5点ほど挙げさせていただきました。

1番は、暮らしといのちをトータルに支える行政の実現です。縦割りを超え、さまざまな制度を駆使して暮らしを守るのが現場の使命です。これは、何度も同じことを申し上げてしつこいんですけども、行政はもう既に皆さんなさっております。不十分な縦割りの補助金やいろいろなものを工夫しながら、ああ、使いにくいと思いながら、いろいろ工夫していらっしやった。それを、思い切って任せましょうと。これだけ力がある自治体ですので、任せてくださいということをご一番に申し上げたわけですね。

それから、2番、ソフト、福祉サービスとハード、まちづくりによるシナジー効果でございます。高齢社会では、福祉サービスとまちづくりが不可分でございます。皆さんもいろいろ工夫なさっていると思いますが、例えば、公営住宅の1階に福祉施設などをつくることもここ何年かのうちに可能になりました。横浜市も、古い県営住宅や市営住宅がございまして、住民が一挙に高齢化しております。その方たち全員が入る特別養護老人ホームなんかをつくるということは不可能でございますので、だれでも考えるのは、じゃ、いっそのこと、公営住宅の1階に居抜きで、デイサービスや介護保健施設を入れればいじや

ないかということを考えるわけですが、これも数年前までは不可能だったわけですが、地方分権や地域主権改革の動きの中で、これも数年前に可能になりました。これは、突き進めば、まちづくりそのものです。使われていないいろんな施設や土地を、市町村はどこかの場所に何をつくれば一番わかりやすいかということを知っているわけですから、まちづくりのハード、土地利用の許認可権と、かつ、そこにどういう福祉サービスの施設を持ってきて、福祉サービスを提供していくかという考え方も、自治体で任せた方がいいんじゃないかと思っています。皆さんも、繰り返しになりますけど、福祉サービスのソフトを供給するには、住民の方にとって身近にどこにそのサービス拠点をつくるか、どこに置くかとかも非常に重要ですね。ですから、今、ハードは国交省系、福祉は厚労省系となっていて、もちろん私がいました市役所の中でも、都市計画とかいろんなこと、農地の転用とかを許可するまちづくり都市整備局と、ここに特別養護老人ホームをつくりたい、デイサービスセンターをつくりたいという福祉局は、いつもいろいろもめていました。しかし、住民のためにどこにあるのがいいか、そのためにどうやったらつくることができるかというふうにスタンスを変えれば、これも可能になるということで、この権限を一気に市町村に渡したらどうかというふうに私は考えているわけでございます。

それから、スピーディーできめ細かなサービス提供ですね。住民のクレームや要望を聴き、すばやく施策に反映ということで、横浜でもよくあることですが、どこでもお役所仕事って住民の方から言われるわけですが、いろいろ聞いても、市町村の窓口の人は、自分たちには権限がないから、県に聞いてきますとか国に聞いてみますと言うと。どうしてこんなお役所仕事なのかというふうに非難を受けるわけですが、こちらはこちらの言い分も、皆さんの言い分もあるわけでございまして、権限がないことに不用意に答えるわけにはいかないわけですね。ですけども、本当は、例えば、障害認定にしても、実際にその障害者の方を見て、この方の障害の程度はどの程度かとわかるのは、市町村の福祉事務所の職員であって、彼らは直接会って見ているわけです。しかし、ハンコを押すだけの県の福祉局の方が、実際にその住民の方に会うことはないわけで、むしろ住民の状態を確認できる市町村が、例えば障害認定とかいろんなものができれば、その方がいいんじゃないか。しかも、何日も待たせることがなくその場で判断できることが住民サービスの向上になりますし、一々県に聞いたりいろんなことをする手間暇ももったいないんじゃないかと思っていますわけですね。

それから、4番です。新しい公共に必要な権限移譲です。新しい公共というのは、私も

感じたわけですが、地域や家族が崩壊する中で、ありとあらゆるサービスが行政の窓口を持ち込まれます。例えば、アル中で一人暮らしの人が家にいて、もうどうも何日も出てこないけど、倒れているんじゃないか、見てくれとか、それから、一人暮らしの高齢者が、どうもいろんなところの訪問販売の商品を買わされているみたいだけでも、見てやってくれとか、本当に昔なら隣近所の人や家族がいて解決してくれた問題も全部役所に持ち込まれるわけですね。役所の職員が全部できるわけではございません。横浜も、一人暮らしの高齢者が亡くなって、何日も見つからずに発見されて、孤独死1週間と記事が出ますと、福祉局長が議会で責められ、福祉局担当の副市長の私が、大変申しわけございませんでしたというふうにおわびすることもございました。

しかし、本当のことを言えば、職員がすべての市民の方の生活を見るのは不可能ですね。むしろ私がその時感じておりましたのは、もし本当に市がなくなると住民の方がおしいになるならば、できればご自分たちが隣近所の高齢者の方の様子に目を掛けるとか、そういうふうに助け合いをしていただいて、本当にいざというときに役所に通報していただきたいということでした。そうすれば、役所の職員もすぐ家に入って見ることができます。毎日毎日役人が町を歩いて、最近出てこない人がいませんかということではできません。したがって、よりよいまちづくりのためにも、住民の方々と一緒に行政が協働してやっていくことが必要だと思ったわけです。そのときに、この下にも書きましたが、住民主導のまちづくり、住民と行政との相互信頼に基づいた協働による新しい公共づくりのためには、権限と説明責任を現場にということ。住民の方にこれをお願いしたい、これは考えていただきたい、これは一緒にしましようというときに、絶対こちらで必要なのは、責任をとるということですよね。責任をとるということは、自分たちに権限があってものを決めると、決める力があるということです。ですので、私たちがもうオーバーフローするこの行政に持ち込まれるいろんなニーズを、住民の方と一緒に解決していくためにも、私たち自治体の現場の職員はここまで責任をとって、町はここまではちゃんとやりますので、ここからお願いしたいということを行うためにも、現地、現場の職員の人たちが判断できる権限が必要だと思います。

特に、まちづくりに熱心な市町村の職員の方がよく言われるんですけども、一緒にここをこういうふうなまちづくりしよう、空き店舗とかをこうしてやっていこうとか、いろいろ住民の方と決めます。住民の人が、「何々課長さん、じゃ、私たちこれから、来月からできるのね」と言うと、その課長さんは「じゃ、この案を持ってこれから県に聞きにいきま

すから、それからやりましょう」と言う。そうすれば、途端に住民の人がみんながっかりするんですね。一生懸命時間をつくってここまでやってきたのに、じゃ、結局あなたには決める力がないのとか、一体どうなるのというふうに言われて、住民の人に一緒にやりましょう、自分たちはここで決めたからできますよということが言えないのは、もうとても悲しいという市町村の職員の方々を何人もお見受けいたしました。ですから、住民の方と一緒に決めて、ここを一緒にやろうと思ったら一緒にできる力と権限を持つためにも、現場に権限が必要だと思います。

それから、5番、最後になりますけども、地方公務員の能力とモラル向上による地方行政のさらなるレベルアップでございます。もちろん、権限移譲、私もいろいろなところに参り、お話ししますと、必ず言われるのが、権限移譲しているいろいろやりたいというのは、市町村長と企画課だけですと。現場の職員は、もうあっぷあっぷで人手が足りなくて、これ以上の仕事は要りませんというふうに必ず言われるわけですね。しかし、私がいろんなところで申し上げているのは、もう今回の震災でも明らかになったように、過疎化や高齢化が進んで、最後の本当に地域を守る力があるのは市町村、そして、市町村の職員です。最後に地域の公的なもの、パブリックを支える力があるのは職員ですね。この人たちの一人ひとりの能力を100%発揮してもらって、活躍してもらわないことには、地方の現場は守れません。今回、例えば最適かどうかわかりませんが、震災の現場でも、市町村の人たちは歯を食いしばってがんばっています。本当にご自分たちも被災者ですし、大変だと思うんですけども、あの人たちが歯を食いしばって地域を守る力を発揮しないと、地域が再生しないという、究極の形だと思います。もちろん、奈良はそういうこともなく、豊かな県でございますけども、しかし過疎が進んだところもある。高齢化はこの地域も逃れられません。その中で、今この地域における必要な公的なものは何か、パブリックは何か、何を行政として守らなければいけないかという時に、力が発揮できるのは、その数少ない市町村の職員たちです。この人たちが、もうひとつレベルアップして、自分たちの町に、村に、地域に何が必要かということを自ら考え、自ら決断し、自ら責任をとるためにも、この権限移譲をてこにして、さらに地方公務員の方々の能力アップをしていただきたいと思っているわけでございます。

これは、企業で考えていけばおわかりになると思います。本店がもうすごく大変、あっぷあっぷで、支店が、現地、現場の実情に合わせて判断すべき時に、もう僕たちは力がありません、できませんので、全部本店で決めてください、ということは、許されるでしょ

うか。今、もう国全体、地方全体が厳しいとき、そして、まさに自治体の役割は何か、公務員の役割は何かということが行政改革の荒波の中で問われているところでございます。今回の震災をきっかけに、いわゆる自治体の重要さ、自治体の職員の力量の重要さというのが改めて認識されている時でございます。ですから、皆様方も、この権限移譲、たしかに生半可ではございませんし、責任をとるということ、権限を持つということは、それなりに厳しい面もでございます。ですけども、責任をとって、権限あってこそ、能力が伸びるというきっかけにさせていただいて、ぜひ市町村長の方々の皆様方におかれましては、職員の方のさらなるレベルアップのてことして使っていただきたいと思うわけでございます。

例えば、これは権限移譲ですが、今回可能になったこともあるわけですが、私がいろいろ申し上げたのは、例えば介護保険事業者の指定や有料老人ホームの設置、届出など、今まで県でございました、それを市町村に移したらどうか。これは、実際に介護保険計画をつくっているのは市町村ですよ。そして、この市町村にどのようなサービスが必要かということをおわっているのも、実は市町村でございます。

皆様も記憶に残っておられるかどうかわかりませんが、前に介護保険業者コムスンの不正受給の問題がございましたね。あれも、結局、もし市町村が介護保険事業者の指定をしていれば、コムスンが、してもいないサービスをしていると言って介護保険報酬を取っていることはすぐわかったというわけですね。ところが、事業者の指定は県でございましたので、コムスンが実際に現場で何をしているかということは、県ではわかりませんでした。ですから、ああいう事態になりましたので、多くの市町村長の方は、介護保険事業者の検査権や許認可が市町村にあれば、ああいう問題はなかったと言われますし、先ほど言いましたように、福祉施設をどこにつくるか、どのようなサービスが必要かということも、まちづくりの権限も市町村にあれば、この高齢者の方を支えるようなサービスも実現しやすいと思うわけでございます。

最後に、ちょっとお手元に新聞を配っておりますので見ていただけたらと思います。これは、私が、今回の震災後の地域振興、復興にかけてちょっと書いたんです。皆さん方もお気づきになっておりますし、実際に今回の震災を受けた市町村長もおっしゃっていますけど、復興が遅い1つの原因は、国が全部決めようとしているからだということです。この復興に何が必要か、何を優先すべきかという実情は、それぞれの市町村によって違います。それぞれの市町村が、自分たちの身の丈に合った、自分たちが何をしたいかということの優先順位が決められ、何をするかということが決められれば、復興はもっと速く進む、

自分たちに権限を与えてほしいということを皆さん言われています。それに、今回この記事は、私は、震災後の地域復興で書きましたけども、読んでいけばわかるように、今この震災の現場で起こっている、市町村長が自分たちでものを決めさせてほしいというこの願いは、全国の市町村に通ずるものです。同じように全国の市町村が自分たちの地域のことを自分たちで決められる力と権限があれば、より一層住民たちが暮らしやすい地域がつかれるだろう。今回の震災の見てのとおり、地域の住民の生活を守る最後の砦は自治体、自治体こそが、住民の命を守る最後の砦であるというふうに書きましたので、ぜひとも皆さん、私の30分間の稚拙な講演でございましたけども、権限移譲、次に、上坊参事官補佐の方からご説明がありますけども、権限移譲に当たっては、財源措置、そして人員の援助なども十分に行うということは閣議決定されておりますので、より一層住民に期待され、そして、よりよい地域のために、職員の方を鼓舞していただき、この権限移譲を、胸を張って受けていただきたいと思います。と思っています。

今日は、ほんとうにどうもありがとうございました。(拍手)

【司会】 前田教授、どうもありがとうございました。前田教授に感謝を込めまして、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

それでは、次に、内閣府地域主権戦略室参事官補佐上坊勝則様よりご講演をお願いしたいと思います。

上坊補佐は、平成7年4月に自治省に入省されまして、平成13年4月から平成14年8月まで横浜市財政局財源担当課長、平成14年9月から平成17年6月まで内閣官房副長官補付参事官補佐、平成17年7月から和歌山県総務部市町村課長を務められました後、平成22年8月から現職でございます内閣府地域主権戦略室参事官補佐として、地域主権改革に精力的に取り組んでおられます。

本日は、「地域主権改革の動向について 基礎自治体への権限移譲と義務付け・枠付けの見直しを中心に」と題しまして、地域主権改革の基本的な考え方とその概要、また現在の国の動向についてご講演をいただきます。

上坊補佐、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

【上坊参事官補佐】 本日は、本来であれば、当室地域主権戦略室次長であります望月より今回のご説明をさせていただく予定でございましたが、後ほどご報告させていただきますとおり、二次一括法案に向けた国会情勢が極めて緊迫してまいっております。そのため、今現在、国会議員等関係方面に働きかける動きをしておるところでございます、や

むなく本日ご欠席させていただくこととなりました。大変失礼いたします。

それで、代理ではございますが、私は奈良県が出身県でございまして、出身県である奈良県の荒井知事をはじめ、各市町村長の皆様方の前で担当分野のご説明をさせていただく機会を得ましたことを、大変光栄に思っております。本日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではまず、国会の情勢についてご説明申し上げます。一次一括法及び国と地方の協議の場につきましても、皆様の早期成立のご支援のおかげをもちまして、4月末に法律が成立しているところでございます。ただ、もう一方の、この春に国会に提出いたしました二次一括法案につきましても、4月に提出して以降、なお審議が行われていない状況にございます。

そこで、今回国会が延長されまして、8月31日まで通常国会の会期が延長されております。それで、まだ50日余りあるではないかというような話もございまして、極めて国会日程は、日程の闘いという形になってございます。国会におきましても、いかに審議日程を確保していくかということが大事になってございます。そこで、この法案につきましては、衆参両院の総務委員会において審議をされるという形になってございます。ただし、総務委員会につきましても、定例日という制度がございまして、毎週の火曜日、木曜日に審議を行うというのを通例としてございます。で、ございますので、この火曜日、木曜日のそれぞれの日程にどんな議題を挟み込んでいくのかということの日程の闘いとなるところでございます。

一方で、国の震災対応の二次補正予算案が7月15日、来週の金曜日にも提出されるというような話がございまして、審議は3連休を明けたその翌週、19日からの週ということになります。そちらの審議がされるということになってまいります。また、その後には震災関連の法案も出てきたりしますので、そちらの震災関連が優先になってくるということもございまして、逆に言いますと、言うなれば平時の法律であります二次一括法につきましても、来週に審議が入るかどうかがというのが、実はこの国会で通るかどうかの大きな境目になってきているところでございます。言うなれば、来週の火、木であります12日、14日に、それぞれどんな事項の審議を行うのかということもございまして、委員会の方は、必ずしも法律案を審議するだけではなくて、一般質疑という形で、議題のない形での審議も行われたりしますので、その兼ね合いの中で、来週、ぜひともご審議に入りたいというお願ひをして回っておりますので、先ほど申し上げたとおり、次長の

望月の方は、本日、まさに国会議員の関係の方面に働きかけておるという状況でございますので、ご了承いただければと思います。

また、二次一括法の成立に向けましても、皆様のご支援、また各方面への働きかけが必要でございますので、ぜひともお願いしたいと思っておるところでございます。

それで、地域主権改革の全体の流れでございます。本来であれば、1ページのところをご覧いただくところでしたが、先ほど、事務局の方で新たに別に1枚紙でお配りいただいているところでございます。表題が、地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表（案）ということで、各種矢印が並んでいる横長の資料でございます。右肩に、平成23年7月7日、第12回地域主権戦略会議後ということで書かれておりまして、まさに昨日、地域主権戦略会議が開かれましたので、この行程表について新しくなったところでございます。資料に挟み込まれていますのは、その直前の第11回で開かれました地域主権戦略会議で用いられた資料でございますので、こちらの方は、まだ半年前のものがございますので、それをリニューアルしたという形になってございます。

内容をご覧いただきますと、1月に比べまして変わっておるところがございます。上から2つ目の行をごらんいただければと思います。国と地方の協議の場の法制化ということでございまして、国の側からは官房長官、地域主権担当大臣、財務大臣等々の各関係の大臣及び地方の側からは、地方6団体の代表者が集まりまして、法律上位置づけられた協議の場として、地方自治に関する事項についてご検討、ご協議いただくというような場が設けられております。こちらは、従来から事実上行われてきたところではございますが、先ほど申し上げましたとおり、4月末に国会で可決成立されまして、この前、6月13日に法律上に基づきます協議の場、第1回が開催されたところでございます。これをもちまして、国の代表者及び地方の代表者が一堂に会しまして地方自治に関する事項についてご議論いただける場が法律上できました。また、法律上できた以上、その場で協議が整った事項につきましては、双方に尊重義務が生じるというような形での実効性も担保されておるといったような形になっておるところでございます。次の行でございます。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大ということでございまして、自治体みずからの判断で行政が行えるようにしていくという意味での改正ということで、義務付け・枠付けの見直しを行っております。こちらの方は、平成21年度末、昨年の通常国会に法案を出しておりました。一次の一括法案につきましては、国、地方の協議の場と同様に、4月28日に成立しております。ただ、同じく平成22年度末、今年の3月、4月でございますけれども、

二次一括法案を出しておりまして、これは今現在国会にかかっておりまして、ここ数日どのような形の審議になるのかというのが見えてくるというようなものでございます。

この二次一括法は、行がまたがっております、その下の、先ほど前田先生よりもご説明、ご紹介いただいたところでございますが、住民に最も身近である自治体に権限移譲を進めて住民の声が届きやすくし、住民ニーズに合った行政が行えるようにするという意味での基礎自治体への権限移譲というのも二次一括法に含まれてございます。こちらの方も同様の形で、ここ数日が山ということになっております。

それと、あと後ほどご説明しますが、ちょっと戻っていただきまして、義務付け・枠付けの見直しのところで、4月28日に一次一括法が成立したところの矢印でございます。その次に、今現在国の各役所におきまして、細目であります政省令の検討を行っております。

それに続きまして、次の箱を書いてございますが、各自治体におきまして条例を制定していただくというようなスケジュールになっておるということでございます。1月段階では、まだ法案が成立しておりませんでしたので、このように確定的には書けませんでした。法律がおかげさまで成立いたしましたので、このような形で政省令の整備を受けまして条例のご検討をいただくというような形になってございます。

以下、地域主権改革の主要課題につきましては、そのほか国の出先機関の原則廃止であるとか、補助金の一括交付金化というような課題が設けられておりまして、それぞれ見直しが進められておるところでございます。特に、下の一括交付金化につきましては、この平成23年度の国の予算におきまして都道府県の投資的事業にかかる部分の一部につきまして一括交付金化されて、約5,120億円につきまして統合されまして、それが平成23年度、この4月より施行されておるところでございます。

今後の議論にはなりますが、スケジュールでは、今後また市町村分についても平成24年度から実施することは検討していくと書かれてございますし、投資的分野だけではなくて、経常経費の補助金等についても今後議論していくというような形で書かれておりますが、なおまだ今後、年末に向けてまだ議論が進められていくというような形でございますので、まだ具体的な形では決まっております。

続きまして、資料の冊子の方にお戻りいただければと思います。2ページでございます。4月に成立いたしました一次一括法の概要ということでございます。表題の下に、小さく、括弧書きで小さい字で、法律の正式名称が書いてございますが、地域の自主性及び自立性

を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということでございまして、地域主権改革という用語が入っておりません。政府提出のときには、地域主権改革という用語を入れておったのですが、野党の側から、地域主権改革というのは、法律上使用するには、まだ人口に膾炙されていない、世の中に定着していない用語であるので、あえて法律で使わなくてもいいのではないかとということで、ちょっと反対論が出ましたので、政治的な判断のもと、成立を優先するという観点で法律の題名を改めております。ただ、私が所属しております室にありますとおり、地域主権改革という語は、政府として引き続き使っておきまして、このような地方分権の取り組みを総称しまして、地域主権改革というふうな形で引き続き使っておるところでございます。

この中では、一次一括法は、義務付け・枠付けの見直しがメインの課題でございます。42の法律をまとめて改正するというようにしております。その代表例としては、3つの重点分野で行っておりまして、例のところ(1)とか書いていますが、(1)の施設・公物設置管理の基準、2つ目は、協議、同意、許可・認可・承認、これは、自治体が何かの事業を行うときに、大臣ないし知事の同意等が必要な場合というのを見直して行って、自治体みずから決められるようにしていこうというような改正であるとか、右側にありますが、(3)で計画等の策定及びその手続ということで、計画の義務付けとかを見直して行って、自治体の義務軽減を図っていこうというものでございます。

特に大きな改正については(1)でございますので、(1)について、ちょっと注釈をご説明していきたいと思っております。次の3ページをご覧くださいと思います。

左上につきまして、先ほどありました、施設・公物の設置管理の基準ということが書かれてございます。絵で、矢印で書いてございますが、従来自治体が行っております行政について、その具体的な基準は、国が政省令で全国一律で定めておったという部分でございますので、後ほどご説明しますが、保育所の部屋の面積は、園児1人当たり何平米ないといけないとか、運動場は何平米ないといけないとか、こういう施設を設けないといけないとか、そういう形で詳細に、国の省令で全国画一的に決められておったというのを見直しをということでございますので、その基準については条例で決めていく。ただ、国の方は、その条例をつくるに当たって、条例をつくるための基準というのはできるようにしているというものでございます。それで、3つの基準がございまして、従うべき基準とか標準とか参酌すべき基準ということでございます。ちょっとその具体例は、次の4ページをおめくりいただければと思います。

それで、3つの類型が書いてございます。ただ、読んで字のごとしでございまして、左側から、条例をつくるに当たって最も拘束力の少ない順が一番左側です。すなわち、参酌すべき基準でございまして、その一番最初の行にも書いていますが、十分参照しなければならない基準と、わかったようなわからないようなことが書いてございますが、その名のとおり、条例をつくる時に参照すればいいと、見ておけばいいというだけでございまして、国はこういうふうな、保育所の運動場の面積については、1人当たり3.3平米ぐらいないといけませんねと、国としては思っていますというまでです。あとは、地域の実情に応じていかようにも定められるというようなものでございます。その次が、真ん中の、標準ということでございまして、原則それによるのですが、合理的な理由があれば、違うことが決められるというのが標準。従うべき基準というのは、その名のとおり従わないといけなくて、それに反するような条例はつくられないというような形での分類になっております。

このような形で、今後国の方で政省令が検討されておりました、それぞれの類型に応じて政省令が示されてまいりますので、それを受けて条例をつくっていく必要があるということでございます。

3ページに戻っていただきますと、その最も拘束力のある従うべき基準というのは、どのようなことが書いてあるかということでございます。福祉施設の関係でございまして、よくある施設としましては、児童福祉施設と書いていますが、保育所とかが件数としては多いかと思っております。あと、特養とかも入っております。このような施設につきまして、原則としては、都道府県ないし中核市で定めていただくということになるのですが、職員の資格、保育所には保育士さんがいないといけませんねとか、保育士の数ということで、乳児であれば、乳児3人に1人は保育士さんをつけないといけなくて、乳児3人に1人は保育士さんをつけないといけなくて、それは国において最低基準を定めていくというような形になります。その他、居室面積ということで部屋の面積であるとか、サービス提供の適切な利用に関するものということで、虐待してはならないとか、利用者の秘密を保持しなければならないというようなことが書かれておるといのが、従うべき基準ということで、言うなれば、ナショナルミニマムについては、全国一律基準で定めていくというようなことになっております。逆に、それ以外の参酌すべき基準というのは自由に決めてよいということでございまして、福祉施設であれば保育所の屋外遊戯場の面積、すなわち運動場の面積とか、特養の廊下の幅とか、そういうようなのは自由に決められると。また、

一元的に自由に決めていって、市町村に関係が深いというところがございますのは、公営住宅とか道路、河川の基準ということでございます。道路の幅をどれぐらいにしないといけないとか、勾配をどれぐらいにしないといけないかとかという基準が、今、全国一律で定められておりますが、自治体で決められるようになるということでございます。

特に、住民が直接関係しそうなのは、公営住宅の部分でございます。整備基準というのは、そういうようなハードの基準でございます。1区画何平米以上ないといけないとかという話でございますが、入居者の基準については極めて関心が深いところかと思えます。

まず、今現在は、高齢者の方等を除きまして、単身の方は公営住宅に入れてはいけないというのが法令上、定まっております。それを廃止することにしておりますので、公営住宅が余っていて、若者を定住させたいというようなニーズがあるような場合につきましては、独身の若者でも入れられるようになるというようなこととなります。また、収入基準につきましても、条例に委ねられることになりました。さすがに収入の平均を超えるような方につきましては、対象にはならないのですが、言うなれば、収入の下から50%までの方の間であれば、自由に条例で定められるようになるということでございますので、地域の実情に応じて対象者を広げるように、対象の基準を引き上げる場合であるとか、逆に、極めて公営住宅のニーズが逼迫しているので、対象者を絞って、真に支援すべき人の範囲に限っていくとかというような形の方策がございます。

このような形で、施設・公物の設置管理の基準ということでつくられてございます。その具体例が、ちょうど5ページ以降でございます。5ページ以降、ずっと表が続いておりますが、ちょっと事務的な図で恐縮でございますが、例えば、一番下の行をごらんいただければと思います。厚労省所管の児童福祉法におきまして、45条の規定があります。これについて、言うなれば、保育所を含みます児童福祉施設の基準について定めておりますということです。条例策定の主体ということで丸がついておりまして、都道府県ないし市町村であれば、指定都市であるとか中核市であるとかが定めるということになりますので、本県であれば奈良市ないし奈良県が対象になってくるというような形でございます。それで、条例の内容として、先ほど申し上げたような部屋の面積であるとか保育士さんの数であるとかについては、従うべき基準で定めますが、それ以外については、参酌すべき基準ということで自由化されたというものでございます。

それで、一番右側、経過措置ということでございまして、こちらの方は、本来平成24年4月1日、来年4月から施行されますので、年度内に条例をつくっていただくというこ

とになりますが、丸についておりますのは、経過措置がついておりまして、平成24年度いっぱい、すなわち平成25年3月31日までは、条例がつくられなければ当分の間は国の基準が一応条例の基準とみなしますということでございますので、プラス1年間、経過措置的ではございますが、条例を検討していただくというような場面が設けられてございます。

このような形で、条例につきましては、この秋以降ご検討いただくということになるのですが、国の基準そのままを条例に引き写しただけでは、自治体が自由に定められるようにしたという意義がなくなってしまうので、ぜひとも国の基準のあり方をよくよくご検討いただいて、地域の実情に応じた条例のあり方というのを、庁内であるとか、議会との間であるとか、また場合によっては住民との間でご議論、ご検討いただければと存じます。そのためには、先ほどありましたとおり、概ね各条項については経過措置がついてございますので、プラス1年、言うなれば、平成25年3月までお時間がございますので、ぜひとも地域独自の基準、必要性に応じた基準が成り立ちますようご検討いただければと考えておるところでございます。

その他、例えば6ページであれば、老人福祉法で、養護老人ホームであるとか、特別養護老人ホームであるとかの基準であるとか、また市町村の関係でいきますと、下から2行目等にありますが介護保険法で指定地域密着型サービスというのは、これは現在市町村の方で監督いただいている介護保険事業のサービスでございますが、そちらにつきましても、市町村において条例をつくっていただくという必要がございます。それぞれ、条例策定主体の欄の市町村というところに丸がついておりまして、注釈なしで丸がついておりますので、全市町村で整備いただくという必要があるものでございます。次のページにかけましても、同様に介護保険法の指定地域密着型介護サービスにつきましても基準が書かれてございます。

また、9ページの方でも同じく先ほど申し上げた公営住宅法に基づく基準につきまして設置主体であります県営住宅なら県が条例をつくりましますし、市町村営の住宅であれば当該市町村が条例をつくっていくというような形になっています。こちらの方は、参酌すべき基準という形になっていますので、まさに自由に自治体において定めることができると、地域のニーズを踏まえてつくっていただくというような形になってございます。その他、10ページでございますと、道路の基準であるとか、河川であれば、市町村におきましては準用河川を管理いただいておりますが、準用河川の基準であるとかについてつくって

ただけるということになります。

続きまして、11ページでございますが、こちらが今現在国会にかかっております二次一括法の関係でございます。こちらの方も、昨年6月の地域主権戦略大綱を受けまして法案をつくりました。最初に書いてございますとおり188本の法律が収まっております。今現在、数え方によりましては、国の法律が大体1,800本ございますので、その1割ぐらいを一度に直すというような形でのものになってございます。

それで、この中身は、二本柱になっておりまして、左側が権限移譲、県から市町村への権限移譲を書いてございます。この中には、全市町村にかかわるものとしては、未熟児の訪問指導、現在新生児について全市町村において訪問指導を行っていただいておりますが、未熟児につきましては、現在保健所設置市を除きまして、県の方で行っていただいているというようなことでございますが、それは、やはり他の新生児の方と同じように全市町村において行っていただくであるとか、また、家庭用品販売業者への立ち入り検査であるとか、騒音・振動・悪臭の規制であるとかの規制につきましては、現在県が行われているところを市に行っていただくというような形での改正が行われているところでございます。右側は、義務付け・枠付けの見直しの第2弾でございまして、先ほど述べました3つの柱につきまして書かれてございます。趣旨としては同様の趣旨でございますので、割愛させていただきます。

このような形で現在かかっておりますが、施行期日、下に書いてございますとおり、一番下の③でございまして、地方自治体の条例や体制整備が必要なものというものについては、来年の4月ということが予定されております。一部体制整備が必要なもの、先ほどありました未熟児の訪問指導とかにつきましては、平成25年4月1日ということで約2年の猶予が設けられております。ただ、国会、もう今7月に至っております、これがまた今回成立せずに、次の臨時国会であるとか、来年の通常国会とかという形になると、これもまたずれて行かざるを得ないかなというふうに考えてございます。というので、その分だけ実現がおくれていくということになります。

次のページ以降が、12ページ以降が、それぞれの具体的な内容、12ページが権限移譲の具体例であるとか、13ページが義務付け・枠付けの見直しの具体例であるとか書かれてございます。義務付け・枠付けの見直し、この二次一括法では、軽費老人ホームとか保護施設とかという形でのものが同じように対象になってございます。

それで、14ページ、権限移譲の具体例を、もうちょっと細目を書いてございますが、

ご覧いただければと思います。この中で、特徴的なものを幾つかご説明いたします。ちょっと字が細かくて恐縮ですが、上から2つ目の2番と書いてあるものがございます。これで、今般の災害にも関係しますが、災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知ということでございます。災害派遣要請につきましても、知事が防衛大臣に対して自衛隊の災害派遣要請を行うというのが災害対策基本法のルールになっております。それを、緊急時の場合につきましても、市町村が知事をお願いをしまして、災害派遣要請してくださいという形で、知事が災害派遣要請を防衛大臣にするという形になっておりますが、緊急時には、市町村の側から直接防衛大臣に、知事に災害派遣要請をお願いしていますよということを防衛省に直接言うという形で、災害派遣要請の円滑化を進められるようにするというような改正の中身が入ってございます。

また、多くの市町村にかかりますと、総務省と書いてございます4番のところでございますが、町とか字であるとかの市町村内の区域につきましてもの新設とか届出に関する告示に関しましても市町村で行えるように権限移譲していこうというようなものであるとか、農水省の欄、24番のところでございますが、農地の権利移動の許可、農地の所有者が変わったような場合につきましても、市町村で行えるようにしようということでございます。ただ、こちらの方は、まだニーズが高い農地の転用許可の方につきましても、なお農水省と調整を進めていくということでございますので、今回の法案には載っていないというような形になってございます。というような形で、ずっと60項目にわたって、権限移譲がなされる法案が今回提出されているというものでございます。

16ページ以下は、先ほどごらんいただいたような形での条例をつくらないといけない事項の一覧につきましても、二次一括法分についてまとめてございます。こちらの方は、同様の考え方でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

それで、22ページでございます。こちらの方が、義務付け・枠付けの見直しでございますが、多段階で行っておりまして、一次一括法、二次一括法で、それぞれ見直しは行われていますが、引き続き見直しを行ってまいりたいということを書かせていただいています。三次見直しとして、さらに1,200条項について、今後見直しを行っていくということで、現在戦略会議において検討が進められておるところでございます。

あと25ページをご覧いただければと思います。先ほど全体のスケジュールの中で申し上げましたが、国と地方の協議の場の法律が成立いたしましたので、実際に6月13日に第1回が開かれております。こちらの方で、前回議論になりましたのは、皆さんもご関心

の深いところでありますけども、震災、原発対応であるとか、あともう1つは、社会保障・税一体改革に関することということで議論がなされました。さらに、社会保障・税一体改革につきましては、引き続き分科会を設けて議論を進めていくというような形になってございますので、また近々分科会が設けられまして、さらなる議論が進められていくと。知事会の方からもお話しいただいておりますが、政府の方で地方の意見を聞かずに今決めようとし過ぎているのではないかという声もありますので、その辺、分科会の場、また協議の場自体におきましては、今後地方側のご意見が出されていって、ご議論がされるものと考えております。

それと、あと26ページは、地域自主戦略交付金、一括交付金の概要でございます。本年度は、第1段階として、都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を行っておるというものでございますが、今後、市町村分、また経常分について検討していくということになってございます。ただ、なかなか市町村分につきましては、投資的事業1つとってみましても、年度間の変動が大きゅうございますので、これからの仕組み、また、どの対象にしていくのかというのは、今後議論が大いにあり得るところかと考えてございます。

あと28ページでアクションプランという形で、昨年の末に閣議決定がされまして、出先機関の原則廃止に向けた検討ということを今後行っていきましようということで書かれてございます。このような形で、道路であるとか河川であるとかハローワークであるとかが取り上げられておるところでございますが、こちらの方が、現在アクションプラン推進委員会というのが設置されて、議論が進められておるところでございます。

以上、ちょっと内容については駆け足になってしまいましたが、現在二次一括法案が国会審議の山場を迎えています。一方で、おかげさまをもちまして、一次一括法及び国と地方の協議の場法が成立しましたので、それぞれが動き出している、国と地方の協議の場につきましては、地方の意見を述べる機会が法律上位置づけられて、現に社会保障・税一体改革については、その俎上に上っている。また、一次一括法につきましては、義務付け・枠付けの見直しに伴って、各自治体において関与が見直されたりであるとか条例を制定して地域に合ったルールづくりをしていただくというような形での動きが進んでおるといような状況になってございます。いずれにしましても、地域主権改革を進めるにあたっては、やはり地方自治体の声、地方の後押しがないと進んでまいりません。やはり国の省庁がなかなか権限を手放さなかったり、ルールを地方に委ねるというのに拒否感がございます。やはり大きな声をいただいて、まさに地域の、地方自治行政の実践を通じて、その声

を通じて働きかけていただくということが大事かと思いますので、我々もその声を受けとめて、また検討を進めてまいりたいと思えますし、ぜひともご検討、働きかけの方をお願いしたいと思います。

雑駁なご説明でございまして、代理ではございまして恐縮でございしますが、ご説明をさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

【司会】 大変ありがとうございました。上坊補佐に感謝を込めまして、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。（拍手）ありがとうございました。

それでは、これよりグループでの意見交換に移らせていただきたいと思えます。本日のグループ分けの趣旨でございますけれども、地域主権戦略大綱では、基礎自治体への権限移譲につきまして、市と町村での対応が異なっております。そこで、本日は、12の市で1つのグループ、また、町村につきましては、2つのグループにお分かれいただきまして、意見交換をしていただくことといたしております。

なお、グループ内意見交換につきましては、各テーブルで行っていただきますけれども、後ほどの全体意見交換にてグループ内で出ました意見、疑問等を共有していただきたいと考えておりますので、意見交換にお入りいただく前に、まずグループ内で発表していただきます代表の方をお選びいただきたいと思えます。そして、意見交換では、お2人の講師のご講演を受けてのご感想あるいは疑問点のほか、円滑な対応に向けました積極的な意見交換をしていただければと考えております。差し支えございませんでしたら、同席しております県職員が進行のお手伝いをさせていただきますこともできますので、お申しつけいただければと考えております。また、グループ内の意見交換には、講師の前田先生と上坊参事官補佐にもお入りいただきます。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

グループ内の意見交換につきましては、20分間をお取りしておりますので、終了5分前をめどに私の方からお声をかけさせていただきます。

それでは、14時30分までの予定でグループ内の意見交換をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

（意見交換）

【司会】 お時間となりましたので、全体意見交換に移らせていただきたいと思えます。熱心な意見交換、どうもありがとうございます。講師の先生方におかれましては、各グループからの質問や疑問点にご対応いただきたいと思えますので、恐れ入りますけれども、当初のお席にご移動いただきますように、お願い申し上げます。

それでは、発表の方に移らせていただきます。発表は、1番のテーブルから順番に、5分程度でお願いしたいと思います。

それでは、1番テーブルのご代表、広陵町長様にご発表をお願いいたします。(拍手)

【平岡広陵町長】 それでは、1番の市町村長さんにいろいろ協議をいただきました。

特に私どもの協議の対象になったのは、いろいろご意見いただきましたが、先生のお話にもありましたように、保育所のことを申されておられました。ただ、施設の設置基準がどうかこうとかいう話がありましたが、我々が今、心配しておりますのは、保育料でございます。保育料は、所得によって決めなさいと、このようになっているんです。しかし、実態は、私どもの町は、早くから所得では決めていません。年齢で決定させていただいております。これは、幼稚園も同じなんですね。幼稚園も、全て年齢で保育料を、幼稚園の料金をお決めいただいているんですが、私どもがなぜそのようなことをやっているかといいますと、中小零細企業の多い私たち、靴下の町でございまして、親方は、外車に乗っているけれども、申告はどうかという、赤字をずっと続けているというのがあるんですね。そこに勤めている従業員は、借家に入っているけれども所得はある。そうした場合は、保育料は、親方は納めなくてもいい、非常に安いんですね。従業員の方が皆、高いんですね。こんなことが許されるかどうか。資産はどうかといいますと、資産はすごく持っておられますが、保育料には影響しません。これではだめだということで、すべて年齢で一律に決めさせていただいて、所得のない人については、軽減をさせていただいているところがございます。むしろ、こういうところまで、本来は地方の意見を聞いて、国の方で改善をしていただきたいと思うものでございます。ただ、施設の面積とか廊下の幅とかおっしゃっておられますが、これはもう設計士さんに任せて、環境のいい施設設計をやっていただくのが建前でございまして、あまり気にしていないところでございます。むしろ、子供たちの施設をつくる場合は、電気のコンセントが、今でも、この場所でも下にありますが、こういう保育園では、子供が何を、釘を突っ込んで悪いことをするわけですからね、こういう場合はもっと高いところに置きなさいとか、隠すようなところにしなさいとか、こういうところを改善すべきなんですが、これは全く変わっていません。建築基準法だけで制約されているようでございます。もっと私は、地域の声を聞いていただいて、改善をしていただきたいなと思います。

また、もう1つ、私たちの町は職員を3分の1、100人減らしました。こんだけ減らしたところはありません。むしろ職員に給料をもっと上げてやって、2人も3人もやっ

ているんですから。しかし、一律に国の方で、給与を減額せよということで、むしろ私は給与を上げてやろうと思っているんですね。そんなことをやりまして、地方交付税といえますか、こんなんは、おまえところはゆとりあるからだめやということで、逆にペナルティを受けているような状況でございます。頑張る市町村をしっかりと応援してやる、そんな目で見ていただくような考え方を国の方でお考えをいただきたいなと思います。

いろんなご意見がございましたが、こんなことを協議した次第でございます。

以上でございます。(拍手)

【司会】 ありがとうございます。

ただいまのご意見に対しまして、講師の方々からコメントございましたらお願いしたいのですが。

【上坊参事官補佐】 2点ほどいただいたかと思います。

1つ目が、保育所の基準につきましては、施設基準というよりも、むしろ保育料とかの財源面のお話が大事なのではないかとこのところでございます。おっしゃられますとおり、実際に行政を執行していただいている市町村の側の声としては、そういうことかと思いません。ただ、今般の義務付け・枠付けの見直しの中では、保育料の議論というのは、ちょっとそこまで射程が届いておらないということになっています。ただ、一方で、今現在社会保障・税一体改革の中と合わせてでございますけど、「子ども・子育て新システム」という議論がなされてございます。その中では、保育所のあり方自体も議論されていますが、財源負担の関係につきましては議論がされているところであります。総論としては、できるだけ自治体の裁量を増やして、自治体が必要と思う子育て施策をやれるようにということになっております、という建前ですが、各論では、必ずしもちょっとどうなっているのかというところもございます。自治体がやりやすいという議論の中で、保育料の話も出てこようかと思えますけれども、そこについては、知事会等の地方6団体におきましても、その論点、関心が高く、かつ社会保障・税一体改革に十分地方の声が入っていないのではないかということもありますので、また協議の場とか働きかけ等を通じてご議論なされるところかなと思います。ちょっとこれについては、確定的なことが、今現在こういう改正をしますということはちょっとまだ申し上げる段階には至っておりません。

それともう1つは、行革努力をされていて、非常に人員的に厳しいというところにつきましては、確かにそれは、全国的にそうでございます。ただ、国以上に減らしていただいているというのも当然承知はしておるところではございますので、まずそこら辺について

は、できるだけ事業実施の負担を減らしていくというためにも、義務付け・枠付けの見直しをして簡素化を図っていくということも1つの方策かなと考えられます。あと、給与のあり方については、一方で世の中のいろんな世論の動向というのもございますけれども、基本的には、人事院勧告ではなくて各自治体で決めていくという方向性にもなりつつありますので、今後の議論の推移ということになってこようかと思えます。いずれも確定的なところは申し上げられず恐縮でございますが、ちょっとそれに関する議論の状況というのは今の状況になっております。

【司会】 ありがとうございます。

広陵町長様、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、2番テーブルの方に移らせていただきます。

2番テーブルのご代表、御所市長様、よろしくお願いいたします。

【東川御所市長】 私どものテーブルは、市の集まりでございましたし、先生方もテーブルに入っていただきましたので、おわかりだと思います。

まず最初に出ましたのが、やはりこのような動きの中で、地域の格差が拡大していくのではないかという議論が出ていました。例えば、子宮頸がんワクチンの1割分を地方が自由裁量と言われたときに、患者に負担させるのか、地域が持つてしまうのかというところで格差が生まれる、いろいろな権限が地方に移される時点で、その判断も任されるわけですので、地域の格差というのが出てくると。その辺について、国としては、いわゆるナショナルミニマムか地方の裁量かという線引きをどのように考えておられるのかということで、かなり激しい議論もさせていただきました。

もう1つが、県への移譲という次のステージで、市町村への移譲というのが同じスキームで動くのかという議論もございました。これも、やはり先生の方からも、地方からの提案がやっぱり必要だというご認識をいただいたところでございます。荒井知事の方からも、地域主権戦略会議にはいろいろと提案を申し上げているけれども、しっかりとした回答をいただけていないというお声もあり、やはりどのように私どもの現場の声が地域主権戦略会議に諮られていくのかというのは、これはほんとうに大きな問題だなというふうにも感じました。

それと、これは私の意見でもあるんですけども、先ほど広陵町長さんもおっしゃいました。特に奈良県の場合は、本市を筆頭に、財政基盤が弱いところから、いわゆる職員数の削減にはいち早く取り組んできた自治体でございます。よく権限を移譲するのな

ら財源もという議論があるんですけども、私は、財源以上に人材をと申し上げたいなど思っております。表を見ましても、非常にかなりプロフェッショナルな内容を職員が担当しなくちゃいけない、しかもかなり人数も少ない中でそれをやっていかなければならない、あるいは、条例を策定していかなければならないというような業務を果たしてこれからこなしていけるのかというところに大きな不安を感じております。先ほどの国、上の方からの権限のベクトル、矢印はこう来ているんですけども、下から上へいく補完性の矢印の具体性が何ら示されていない中で、非常に大きな不安を感じております。やはりそういったところをまさに補完していくのが、前田先生のお話にもありました新しい公共といえますか、そういうところの力を借りていくことも必要だろうなというふうに思いますけれども、やはりそういうところの全体的な流れというのは、国の方からもしっかり示していただかなければ難しいなというふうに思っております。

補完性の話の中で、ただ、奈良県の場合は、このように奈良モデルという形で月に1回こういうテーブルを持っております。で、国、県のあり方、そして、市町村のあり方、それぞれについて議論し、連携を深めております。これが私どもにとっては頼みの綱かなという思いをして、今後こういうようなテーブルの中で、こんな議論もしていけたらいいかなと思います。とにかく戦略会議の方に現場の声を具体的な形でお示しし、それを反映していただくということが非常に重要なのではないかなというふうに感じました。

【司会】 ありがとうございます。

ただいまのご意見に対しまして、講師の方々からコメントがございましたら、お願いしたいと思います。

【上坊参事官補佐】 まず、地域の格差が広がってくるのではないかというところの話をいただきました。たしかに、今のお話にもございましたとおり、ナショナルミニマムと、それと地方の自立性というものは、どのように兼ね合いをつけていくのかという論点がございます。ただ、今現在は、法令の世界におきましては、特に、法令というのはどうしても全国一律でございますので、その縛りがきついというやはり声があるのではないかと。その意味でも、今般の義務付け・枠付けの見直し、法律上の規定等を中心に見直していこうと言っていたものでございます。ただ、一方で、自治体行政、法律に基づく部分をもとに、あとはまた財源を措置していきながらやっていく部分というのがあろうかと思っております。

今、いただきました子宮頸がんワクチンであるとか、妊婦さんの検診であるとかの話とかにつきましても、基本的には法律がない世界でやっております。その中で財源措置をど

こまでしていくのかと。法律がない以上は、一応やる義務はない、法律上ではないわけです。ただ、国としては、どうしてもやってほしければ財源をしっかりと用意して、全国で実施を図っていただくというような形になっていこうかと思imasので、そこら辺のちょっと間に落ち込んだといいますか、法律上も措置されていないし、財源上も不完全な措置になっているという部分が、ところどころ論点として出てきているのかなと思われmasので、その意味では、中途半端にされるというのは確かに地域の自主性を一番阻害している可能性もありますので、そこら辺の整理というのは必要かと思imas。ちょっとそれが十分できているかどうかはありますけど、今回は、法令上の規制を中心に議論したというところでございます。

あと、一括交付金の関係につきまして、地方からの提言を募ったところではござimasけれども、それが十分に果たされていないのではないかと厳しいご指摘をいただきました。我々としては、組織内でご提言の内容を十分踏まえた上でござimasますが、それぞれの分野ごとの今回の一括交付金の制度の中では、こういうお答えにならざるを得ないということで、お答えはさせていただいているところではござimasますが、そこら辺の、どれだけ加味していくかというのは、今後のまた課題とさせていただきますし、また、いただいたご提言についても室内で共有させていただきたいと思imas。当然ながら、地域主権改革というのは、地方のご支援がないとできないものでござimasので、我々、率先してやるべき立場である以上、その点については、重々深く受けとめてまいりたいと考えております。

それと、補完性のモデル、人数が少なくなっている中での対応ということでござimasして、まさに最初に荒井知事にもご紹介いただきました水平・垂直の協働処理のシステムというのは、極めて新たな取り組みでござimasし、まさに我々も地方を回らせていただきましたが、このようにほんとうに各自治体行政に責任を持っておられる方が一堂に会されている例というのはなかなか少のうござimas。極めて先進的な事例として、私としても直接お話しさせていただく機会、非常に緊張しておるところでござimasますが、このような取り組みが大事だと思imas。

また、今回権限移譲につきましては、法律で一律にやるというのは、法律改正の趣旨でござimasけども、条例による事務処理特例という形で、県条例で県の事務を移譲していくという形もできますので、その双方の取り組みが相まって、権限移譲ないしまたそれに伴います財源面、人材面での支援というのが必要かと思imas。また、国の方も、先ほど前田先生のお話がありましたけども、国の方も財源面の支援というのは閣議決定で約束し

ておりますので、その旨で進めてまいりたいというふうに考えております。

【司会】 ありがとうございます。

御所市長様、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、3番テーブルの方でございます。ご代表の東吉野村長様、お願いいたします。

【水本東吉野村長】 何点かございますので、簡単に申し上げたいと思います。

権限移譲についてでございますけれども、3点ございます。出された意見は、権限移譲ということで、今お話にもあったわけでございますけれども、ほんとうに権限移譲が、地方が望むような権限移譲がなされるのかなという心配があるというようなところでございます。その理由の1つとしては、国においてはやはり縦割り行政が今進んでおる中で、うまくそうしたものが絡み合いながら権限移譲がなされて、それが効果が発揮できるのかといったようなところでございます。

それから、許可基準につきましても、都道府県あるいは国との許可基準につきましても、具体的には企業誘致する場合に、若干都道府県で違いがあるように思うということで、一方では、許可ができるような状況ですけれども、奈良県においてはできないような状況とか、そうしたところがあるので、その辺もゆるやかな対応ができるような権限移譲がなされることが望みであるというふうな意見でございます。

それから、権限移譲にあわせて財源の配分もお願いしたいというこちらの席での意見です。先ほど御所市長さんが言われたように、財源もですけれども人材もだという意見、そのことにつきましても、こちらの中でも出ました。具体的に言いますと、私どものような小さな町村では、人材の確保すら大変な状況であると。そんな中で、国の役人さん2人なり3人を地方のほうに派遣してもらおうとか、そんな方法もとれないのかなという具体的なお話もございました。それは、やはり私どもも実感として感じておりますのは、職員採用をして成績のいい者から採用内定通知を出すわけですけれども、例えば市や県や国やというところで受かる人につきましては辞退があります。そういうことを考えますと、やはり人材確保には大変な状況が地方ではございます。今、御所市長さんもおっしゃったように、条例整備1つにしても自治体でやっていかなければならないという時代が参ったときには、大変な状況になるかと思っておりますので、そういうお話もございました。

それから、一括交付金についてでございますけれども、一括交付金について、まず心配なのが、本村、特に道路整備については、他県よりも遅れがあるという中で、一括交付金に

なることによってその道路整備が遅れることがないのかという心配があるということでございます。そうした不安が残るといふことと、もう1つは、一括交付金になった時に、その財源が、繰り越して2年、3年と使うことができるのかどうか、その辺も心配だといふご意見でございます。あわせて、一括交付金にもう1つ私どもが心配なのは、地方交付税の中で、総じて今、地方交付税が削減されて一括交付金化になっていくとした場合に、今現在配分をいただいております交付金の額が、横並び程度で地方交付税と一括交付金を合わせて一括、横並びのような状況で配分がなされるというものであれば大変地方はありがたいわけでございますけれども、一括交付金の名において交付税が減らされていくと。結果的に、今まで配分をされとったような地方交付税が減額されるというような結果になっては、地方はやっていけないというところがございますので、その点もあわせてよろしくこれからご検討いただきたいと思うところでございます。

【司会】 ありがとうございます。

 ただいまのご意見に対しましてコメントがございましたら、お願い申し上げます。

【上坊参事官補佐】 何点か論点を提起いただきました。

 1つは、まず権限移譲につきまして、本当に地方が望んでいるものが権限移譲されるのかというところでございます。先ほどの最初のご説明でも申し上げましたとおり、農地転用許可なんていうのは、本当は市町村でやりたいという声が強いかと思います。ただ、これはやはりおっしゃられますとおり、農水省等の抵抗も強いところでございまして、まだ決着に至っていないという状況でございます。その意味では、なおやはり地域主権改革というのが進めきれないなというところがございます。ただ、先ほどもお話の際にも申し上げましたが、県の条例によります事務処理の特例条例という制度もございますので、そちらについては、県と当該市町村との間で話し合いがつけば、条例により移譲できるという形にもなってございますので、そのような形で必要なものについては、地域においての対応が可能になっているというところでございます。ただ、今回の進め方につきましては、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて行っておるところでございますが、その際、勧告の立案の際には、まず先ほどありました事務処理特例の条例の制定の状況であるとか、また全国市長会とか町村会からの要望等も踏まえて決められたところでもございますので、現に行われておったり、また要望があるような部分を中心に、全国一律で法律でやろうとしたところでございます。ただ、それでも一部ちょっとできていないところはございますが、そこは特例条例等でフォローしていただきつつ、また全国的な展開というのを議論し

てまいりたいというふうに考えてございます。

次に、許可基準の部分でございますが、それぞれどのような法律に基づくのかというのはございますけれども、まさに法律でほんとうに縛られているものなのか、また、当該自治体の内規でされておるものなのかというところもでございます。逆に言いますと、運用でできるという部分があるというのは、逆に言うと、自治体に委ねられており、どこまで許可するのかというのは自治体の判断になっておるといふところもあろうかと思えます。ただ、同じ自治体がいろんな人に許可していくときに、やっぱり一貫性がないといけないということで、内規でどこで線を引くかという論点にもなってこようかと思えます。そこが、できるだけ自治体に自由を与えていくということが大事なかと考えております。

次に、財源の配分につきましては、ないし人材の派遣につきましては、これはおっしゃるとおり、先ほども申し上げたとおり、閣議決定もされております。また、今回は、極端に多くの財源が要るような事務はおそらくないと思えます。ですので、税源配分の見直しとかという形にはならないと思えますが、交付税上の措置につきましては、従来県で行っていた事務を市町村が行うようになれば、交付税上の措置は必ずつくという形にはなっていないかと思えます。人材の点につきましても、極めて今後大きな論点でございまして、権限移譲が進んでまいれば、逆に言えば、国、県の事務がなくなっていくわけですから、人材の派遣というのも論点として出てこようかと思えます。これは、大事な論点かと思えますが、引き続き、人材は、今回は人を何人単位でという形での動きは難しいかと思えますが、今まで県でやっていただいた事務のノウハウを市町村に伝えていただくようお願いしておりますし、全国知事会においても全国の都道府県でそういう支援いただけるというお話をいただいておりますので、その協力を進めてまいりたいと思っております。

一括交付金のところでございます。道路整備が遅れるのではないかとこの部分でご懸念がございまして。確かに一括交付金につきましては、昨年秋に民主党の党首選のときに争点となりました。その中で、ある候補者の方は、一括化すれば合理化されるので相当削減できるのではないかとこのようにお話もあつたので、一括交付金については、全国の自治体において極めて警戒感を持っておられるというのは事実でございまして。ただ、実際に組み上がったものにつきましては、現行の補助金の一部分を切り分けて一括交付金化することによってございまして。道路整備であれば、道路を新たに作る、道路を、トンネルを敷く、2車線を4車線にするというような形での大規模な改修のものもあれば、いろんな種々の細かい歩道の改修とかがあります。今回の一括交付金の対象になったのは、比較的細かい

ものが出ております。交差点の改良であるとか歩道の整備であるとか、電線の地中化であるとかという形でなっておりますので、まだまだ道路整備本体につきましては、従来型の補助金の対象となっておるところでございますが、おっしゃるとおり全体として公共事業予算が削減されている中、厳しい状況でございますが、今回都道府県分を執行しましても、やはり全体として6%か7%ほど落ちております。これは、国の予算全体の削減の中で、ほかの公共事業の補助金と同じように削減されております。そのような影響もございまして、ちょっとそのご懸念の点は受けとめてまいりたいと思っております。

それと、繰越ができるかという点でございますが、こちらは、まさに一括交付金を市町村分に広げるときの大きな論点になってこようかと思っております。県であれば、比較的事業数が多いので、年度間の平準化ができますが、市町村においては、特定の年度を取り出して、あるというのは当然承知してございまして、関係者の間でも、市町村に広げるにあたっては、大きな課題としては当然認識してございまして、ただ、今、現行の制度では、一旦内閣府に一括計上しますが、それを各府省に戻すという形になっておりますので、支出される際には、道路なら道路の補助金として支出されるという形になってございまして。そういう形になりますと、原則として今現在は繰越ができないというようなシステムになっております。ただ、市町村分に広げていくに当たっては、年度間の平準化というのは大きな問題と考えてございまして、今後、秋以降にかけて議論されるものの大きな要素となってくるかと思っております。

それと、あと、交付税の削減に一括交付金が使われるのではないかとというようなご懸念をいただいております。こちらは、一括交付金については、既に実施してございまして平成23年度分につきましても、従来の補助金の分を切り分けて一括交付金化するというところでございまして、この一括交付金化の見直しの文脈で交付税の変動はございません。交付税というのは、地方固有の財源でございまして、それについては、当然ながら、自治体で、何にでも使える大事な財源になってございまして、それについては当然ながら必要所要額は保持していくということでございまして、現行の補助金の見直しの一環として、一括交付金化を進めていくということになりますので、あくまでも、一括交付金ができたら補助金が見直されるという議論はなされますので、現に平成23年度も行われてございまして、そのようなことのないように、また関係方面にもお話をまいりたいと考えております。

【前田教授】 それでは、私の方から、私は個別具体のことはお答えできませんので、

上坊参事官補佐からお答えいただきましたので、地域主権改革の委員として皆様にお話しとお話したいことがございます。

皆さん、いろいろな危惧やご懸念をお聞きいたしました。おわかりのとおり、地域主権改革は始まったばかりでございますし、それを推し進める内閣がこのような状態で、ふらふらしている状態で、まだ発展状態であることが実情でございます。これから、まだまだ強力に進めて、皆様方に満足していただける真の地方分権や自治体のよりよいやり方、皆さんのお力になるような改革を進めていかなければならないと思います。既に、財源、人材のことを非常に危惧なさっていることをお聞きいたしました。既にこのことに関しましては、提案いたしまして、閣議決定もいたしましたが、より具体的に自治体の方々が不安なくこの権限移譲を進め、地域主権改革を受け入れていただけますように、財源、人材の件、より具体的に、どう充実させるかということを改革会議を通して提起していきたいと思っておりますので、ぜひ皆様方の強力な後押しと地方自治体の情熱が必要でございます。何よりも皆様と意見交換できましたことを改めて御礼申し上げまして、また一層地域主権改革を進める提案に結びつけたいと思っております。どうもありがとうございました。

【司会】 ありがとうございました。

ほかの市町村長様のご意見も頂戴したいところでございますけれども、予定のお時間を過ぎてございます。最後に荒井知事の方から一言ご感想をいただければと思います。

【荒井知事】 このような奈良県の会議にはるばるお越し願ひましてありがとうございます。

国の方の動きが、原発とかにあるように、国の役割というのは、政権交代のせいじゃないと思うんですけども、ふらふらする中での地域主権というのは、マニフェスト主権なのかというふうに見える面もあるんですね。何かマニフェストに書いてあるとおりすると、まだ地域主権という名前からそうですし、本当の地域のそれぞれの、今日はいろいろなテーブルで具体的な心配とか願ひが出たように思いますし、それを中央でこなすのに難儀があたりになるような雰囲気ですよね。それは何となくわかるんですが、政治的にどうすればいいのかとか、行政と国と地方はどう論を詰め、論が交換できないと、奥歯に物挟まったということじゃないんですけども、政治主導で決めるからといって、霞が関は逃げちゃいかんと思うんですよね。論を立てるところは論で答えるというのが霞が関のいい伝統だから、それを離していると、亜流の政治家になってしまいますよね。中央の政治の状況の中で、難義は多いと思うんですけども、国の役人ですから、国を背負って地方をよくする、

国をよくするというこゝで、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。上坊さんは、特に大淀町のご出身だということなので、特に期待を申し上げます。本日は、前田先生もありがとうございました。

【司会】 ありがとうございます。

最後になりますが、2点報告事項がございまして、資料を2つお配りしております。施設の喫煙ゼロ化へのご協力の要請と、それから、住宅エコポイントの制度の周知をお願いするものでございます。各市町村長さんにおかれましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上をもちまして第2回奈良県・市町村長サミットを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——